

二重遊歩道上空間に連続された円形歩道に基盤が



おしえて!

けんぜい Q&A

自動車税編

Q 去年、車を買った時に前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ました。どうしてですか？

A 自動車税は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認して下さい。

Q グリーン化税制で自動車税が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額で送付しています。

こんなときには必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!!

①自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりする時、または自動車を友人や知人から譲り受ける時は、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税がかかります。

②壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税がかかります。車検切れで使用しなくなった時や、解体したときも同じです。

③引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

※運輸支局・自動車検査登録事務所の連絡先はP.51に掲載しています。





→ リサイズ



